

岩手県告示第 639 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 8 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 羽黒堂二枚橋線
 - (2) 供用開始の区間 花巻市石鳥谷町猪鼻第 6 地割 20 番 5 地先から八重畑第 11 地割 42 番 6 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 8 月 31 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- 2 (1) 路線名 桜峠平田線
 - (2) 供用開始の区間 釜石市唐丹町字桜峠 89 番 1 地先から 85 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 8 月 31 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- 3 (1) 路線名 二戸軽米線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 九戸郡軽米町大字山内第 6 地割 21 番地先から 208 番 1 地先まで
 - イ 九戸郡軽米町大字山内第 9 地割 52 番 91 地先から 52 番 50 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 8 月 31 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 二戸地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで
- 4 (1) 路線名 東和花巻温泉線
 - (2) 供用開始の区間 花巻市西宮野目第 13 地割 60 番 7 地先から第 12 地割 38 番 4 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 8 月 31 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
 - イ 期間 平成 19 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで